

三重県入札等監視委員会 審議概要（平成28年度 第1回）

開催日及び場所	平成28年6月27日(月)14:00~16:00 JA三重健保会館 3階 大研修室	
出席委員	委員長 林 拙郎 副委員長 福島 礼子 委員 石黒 覚 委員 岩田 広子 委員 長谷部 拓哉 委員5名中5名出席	
審議対象期間	平成28年1月1日から平成28年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	(備考)
一般競争入札	6件	
指名競争入札	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申または勧告の内容	特になし	

入札等監視委員会 平成28年度 第1回定例会 (平成28年6月27日)	
意見・質問	回答
入札・契約事案の審議について	
工事名 ①三重県防災ヘリコプター無線通信設備整備工事〔防災対策総務課〕	
<p>・入札参加者が少なかった理由はなにか。</p> <p>・この金額でも共同企業体の対象にはならないのか。</p> <p>・県警にも同様の設備があると思うが、同じように使えるのか。</p>	<p>・電気通信工事であり、同種の実績のある業者が全国で10者ほどしかいないため致し方ないと考えている。</p> <p>・共同企業体での発注については、土木工事や建築工事などは「発注方法の取扱い」で定めているが、電気通信工事については定めておらず、その都度発注方法を考えることになる。</p> <p>・使える周波数や通信目的が違うので共用はできない。</p>
工事名	
<p>②一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田工区)工事その2〔四日市建設事務所〕</p> <p>③一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(潤田工区)工事その3〔四日市建設事務所〕</p> <p>④一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(大強原工区)工事その2〔四日市建設事務所〕</p> <p>⑤一般国道477号四日市湯の山道路 道路改良(大強原工区)工事その3〔四日市建設事務所〕</p>	
<p>・4件とも、7者全てが同じ調査基準価格での入札になっているが、そういうものなのか。</p> <p>・7者が4案件とも同じような順位になるのか。</p> <p>・③と④の案件で審査集計表の点数が変わっているのはなぜか。</p> <p>・最初にひとつ工事を落札すると、本当に落札したいと思っている他工事を落札できないのか。</p> <p>・③と⑤の施工延長は200mと300mで1.5倍違うのに、金額はあまり変わらないのはなぜなのか。</p>	<p>・どうしても落札したいということから、そのような競争になっている。</p> <p>・一括審査方式では全ての案件を通して共通の評価をするため同じになる。違うとすると入札金額だが、今回は全業者が同額であった。</p> <p>・加算点申告書により自己申告された点数については、落札候補者となった業者のみ事後審査で確認するが、その際に下方修正があったためである。</p> <p>・落札したくない工事には参加をしなくてもよい。</p> <p>・工事概要において、③には函渠工が入っており単価が上がっているためである。</p>
工事名 ⑥三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場 整備(建築)工事〔営繕課〕	
<p>・入札参加者が2者と少ないのはなぜか。</p> <p>・今回の工事受注により、構成員についても施工実績ができるということか。</p> <p>・評価項目において延べ面積10,000㎡以上とか5,000㎡以上の施工実績としてるが、県内には大規模な競技場等もなく、県内業者はほとんど要件にあてはまらないのではないのか。</p>	<p>・公告前には4、5者から参加したいという話はあったものの最終的に2者になった。事情についてはわからない。</p> <p>・そういうことになる。</p> <p>・やはり県内業者では実績がないので、共同企業体の代表者に対して評価する形にした。</p>

入札等監視委員会 平成28年度 第1回定例会（平成28年6月27日）	
意見・質問	回答
<b>工事名</b> ⑦三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場 整備工事監理業務委託〔営繕課〕 ⑧三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場 整備工事設計意図伝達業務委託〔営繕課〕	
<p>・⑦の受注者は設計業者とは別の業者なのか。</p> <p>・国の基本方針により、工事監理業務の受注者は原則として設計業務の受注者とは異なるものとされているのならば、指名業者から外すものではないのか。</p> <p>・意図伝達業務について、同じ会社の人同士が意図伝達をするために随意契約をする必要があるのか。</p> <p>・元々の設計業務を発注する際に、当然、意図伝達の業務も含まれるものではないのか。</p> <p>・工事監理業務の受注者が設計者と同じ業者に決まった場合には、意図伝達業務は不要になるものではないのか。</p>	<p>・⑦の受注者と設計業者は同じである。</p> <p>・基本的には設計業者を含めないが、今回のように非常に規模が大きくて複雑で難しいものについては、指名できる業者が非常に少ないため設計業者も指名に入れざるを得ない状況である。 ただし、特記仕様書において設計者と違う人間が工事監理をするように付記している。</p> <p>・意図伝達業務については、基本方針で当該工事の設計者に委託する必要があるとされているため随意契約をした。</p> <p>・設計は、設計の業務が完了すれば終わり、意図伝達業務については、工事が始まってからの業務になる。</p> <p>・建築士法告示、国の要領等に基づいて発注したものである。</p>
<b>その他</b>	
<p>・次回、平成28年度第2回入札等監視委員会の開催日は、平成28年8月22日(月)の予定とする。</p>	